

情報システム改修の費用負担について

1. 情報システム改修における費用負担の基本的考え方

- 1) 平成16年3月開催の第6回産構審・中環審合同会議^{※1}での「指定法人業務に関する費用負担の基本的な考え方」に沿って、自動車製造業者等がイニシャルコストの他、ランニングコストとして「基盤的成本である人件費・施設管理費等」の全額及び「情報システム機器のリース費用やメンテナンス費・外部委託費・通信費・リサイクル料金に関する理解普及に必要な費用等」の半額を負担することとなっている。

※1 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会第6回合同会議

(第6回産構審・中環審合同会議資料より抜粋)

費用項目	区分
基盤コストである人件費、施設管理費等	●
情報システム機器のリース費用やメンテナンス費、外部委託費、通信費、リサイクル料金に関する普及・広報に必要な費用	▲
リサイクル料金の預託収受に必要な費用と資金運用に関する費用	○
独立性・公開性の確保に要する費用	○

(凡例)

- : 自動車製造業者等100%負担(負担金100%)
- : 自動車所有者100%負担(資金管理料金100%)
- ▲ : 自動車製造業者等と自動車所有者が折半負担(負担金50%/資金管理料金50%)

- 2) 前述の考え方に基づき、情報システム改修に要する費用はランニングコストとして自動車製造業者等が半額を負担し、残りの半額を資金管理料金の算定に算入する形で自動車所有者が負担することとしている。

2. 過去に情報システムの改修に特預金を充当した事案

- 1) 平成21年12月開催の第32回資金管理業務諮問委員会から合計4回(第32・33・35・36回)に亘って情報システムのあり方についてご審議をいただき^{※2}、情報システムの改修費用についても検討を行った。

※2 自動車リサイクル法の本格施行後、当初想定していなかったユーザーニーズに対応するための機能追加や、特定情報への利用集中により、不具合が生じてきたため。

- 2) 情報システムの改修費用の検討にあたり、作業を「性能対策」と「メンテナンス対応」に区分した。

性能対策: 当初、想定しえなかった不具合への対応としての作業。

メンテナンス対応: 通常の保守対応としてのハードウェアの入替等の作業。

- 3) 検討の結果、性能対策に要する費用については、制度制定当初には想定し得なかった対応であることから特預金を充てることとした。
- 4) 一方、メンテナンス対応に要する費用については、データセンター移行として、平成16年3月開催の第6回産構審・中環審合同会議にて整理した「指定法人業務に関する費用負担の基本的な考え方」に沿って「情報システム機器のリース費用やメンテナンス費」と位置づけられ、ランニングコストとして整理済みであるため、特預金は充てないこととした。
- 5) これらの整理について「情報システムの改善策の実施について」として報告書にまとめ、平成22年6月開催の第36回資金管理業務諮問委員会にて審議・承認された。

3. 次期資金管理料金の設定期間内に実施予定の情報システムの改修
以下の2種類に分類される。

分類	内容	実施予定 (実施サイクル)	費用 (台当たりの影響額)	費用負担※4 および原資
データセンター移行	全体コストの適正化や最新機器導入による性能向上で効率化を図るために実施する入札に伴う一時費用 ⇒入札の結果、委託業者が変わらない場合は発生しない可能性がある	平成30年度 平成40年度 (5年毎)※3	2回分合計 19.36億円 (約27円/台)	自動車製造業者等と自動車所有者 (折半) ↓ 次期資金管理料金の算定に算入
情報システム刷新	リサイクルシステムの大規模な改修	平成35年度	42.58億円 (約60円/台)	自動車製造業者等と自動車所有者 (折半) ↓ 次期資金管理料金の算定に算入せず (<u>積立金※5を充当</u>)

※3 平成35年度分は情報システム刷新と併せて実施するため、情報システム刷新費用に計上。

※4 平成16年3月開催の産構審・中環審合同会議にて整理した「指定法人業務に関する費用負担の基本的な考え方」から抜粋。

※5 平成25年12月開催の資金管理業務諮問委員会にて承認済みの資金管理料金からの「情報システム刷新積立金」。

以上